

国会公契第 60 号
国官技第 371 号
国北予第 73 号
令和 4 年 3 月 30 日

各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長 殿
国土技術政策総合研究所	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿

国 土 交 通 省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「出来高部分払方式の実施について」

(平成 22 年 9 月 28 日付け国地契第 30 号、国官技第 207 号) の一部改正について

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約手続きの電子化を推進するため、今般、「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について(令和 4 年 3 月 22 日付け国会公契第 55 号、国北予第 67 号)により各種契約書を改正したところである。

これに伴い、下記のとおり「出来高部分払方式の実施について」(平成 22 年 9 月 28 日付け国地契第 30 号、国官技第 207 号)の一部を改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

記

- 1 「出来高部分払方式の実施について」(平成 22 年 9 月 28 日付け国地契第 30 号、国官技第 207 号) 別添「出来高部分払方式 実施要領」5 内を以下のとおり改める。

(前払金)

第 35 条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を発注者に請

求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。
- 5 受注者は、前項の規定により前払金の支払がされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払を受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期が270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があつたときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があつたときは、直ちに認定等を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、工事請負契約書第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。
- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5に相当する額を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、

受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5に相当する額を差し引いた額を返還しなければならない。

- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求しようとする場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(国債に係る契約の前金払の特則)

第41条(A) 国債に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第35条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

また、第35条第5項の「工期が121日以上（ただし、工期が270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。」は「工期が121日以上経過していなければならない（ただし、国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事については、工期が61日以上経過するか、又は2月末日にならなければ、請求することができない。）。」に読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書

に定められているときには、前項の規定による読替え後の第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

- 3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第 1 項の規定による読替え後の第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。この場合において、契約会計年度の工期が 60 日以下の工事については、第 35 条第 4 項及びこの条第 1 項の規定による読替え後の第 35 条第 5 項の規定は、適用しない。
- 4 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第 1 項の規定による読替え後の第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 36 条第 4 項の規定を準用する。

（国債に係る契約の前金払の特則）

第 41 条(B) 国債に係る契約の前金払については、第 35 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第 35 条及び第 36 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第 38 条第 1 項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

また、第 35 条第 5 項の「工期が 121 日以上（ただし、工期が 270 日以下の工事については、61 日以上）経過していなければならない。」は「工期が 121 日以上経過していなければならない（ただし、国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事については、工期が 61 日以上経過していなければならない。）。」に読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することが

できない。

- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。この場合において、請求された前払金額が第40条第1項に定める契約会計年度の支払限度額を超えるときは、発注者は、当該支払限度額に相当する額を前払金として支払うものとし、受注者は、契約会計年度の翌会計年度に、請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを請求することができるものとする。
- 4 受注者は、前項の規定により契約会計年度の翌会計年度に前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、工事請負契約書第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 6 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。

[注] (B)は、2月又は3月に契約を締結することを想定して発注する場合に使用することとする。

- 2 「出来高部分払方式の実施について」別添「出来高部分払方式 実施要領」別紙1から4を以下のとおり改める。

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

前払金請求書

¥400,000,000.－

ただし、令和○年度 ○○○○工事

請負代金額 ¥1,000,000,000.－

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第 35 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき受領いたします。

※別紙－ 2 は 2 割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙－ 3 については、本工事の進捗額が請負代金額の 10 分の 2 以上であること、もしくは、工期 121 日以上経過していること（ただし、単年度工事の工期が 270 日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の場合、並びに国債工事の中間年度の場合については、工期が 61 日以上経過するか、2 月末日になっていること）について、甲又は甲の指定する者に認定を受け、認定通知書を受領したのち、直ちに発注者に提出すること。

【下線部は、契約書第 41 条(B)を用いる場合には「していること」とする。】

※契約書第 41 条(A)第 3 項後段により請求する場合は、なお書きを削除の上使用する。この場合、別紙－ 2 及び 3 を提出する必要はなく、振込口座等は別紙－ 1 に記載すること。

※前払金請求書（全体請求書 4 0 %以内）は契約原本として保管。別紙－ 2 及び 3 は、支払いに使用。

※前払金保証書は 1 枚とする。（2 回保証書をつくる必要はない。）

※工事請負契約書第 35 条第 2 項の規定による場合は、前払金保証書の閲覧に必要な保証契約番号及び認証情報を提供すること。（既に提供している場合を除く。）

別紙－２（４割以内の前払金請求書とともに提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前払金請求書（Ⅰ）

¥200,000,000.－（工事請負契約書第35条第4項の請求金額）

ただし、令和○年度 ○○○○工事

請負代金額 ¥1,000,000,000.－

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口座 名義			

別紙－３（出来高認定書受理後に提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前払金請求書（Ⅱ）

¥200,000,000.－（工事請負契約書第35条第6項の請求金額）

ただし、令和○年度 ○○○○工事

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1 請負代金額 | <u>¥1,000,000,000.－</u> |
| 2 前払金請求額 | <u>¥ 400,000,000.－</u> |
| 3 受領済前払金額 | <u>¥ 200,000,000.－</u> |
| 4 未受領前払金額 | <u>¥ 200,000,000.－</u> |

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口座 名義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

出来高認定請求書
工事期間

１．工 事 名 令和○年度 ○○○○工事

２．工 事 場 所

３．請負代金額 ¥1,000,000,000.－

４．工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第 35 条第 5 項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。

（請負代金額の 10 分の 2 以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期 121 日以上経過（ただし、単年度工事の工期が 270 日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の場合、並びに国債工事の中間年度の場合については、工期が 61 日以上経過又は 2 月末日）の場合）

【下線部は、契約書第 41 条(B)を用いる場合には削除する。】

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

（契約担当官等の官職指名）